見守り新鮮情報

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が**法律で義務化**されたので、太陽光設備を**無料で点検**する。パネルによる**火災事故**が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには**洗浄**と**コーティング**が**必要**」と言われ、言われるがまま**約40万円の契約**をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら**解約**したい。

（80歳代）

太陽光発電システムの点検商法に注意

ひとこと助言

- 事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。
- 太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- 「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置事業者に相談しましょう。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- 不安に思った場合は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第534号（2026年1月29日）発行：独立行政法人国民生活センター

福岡市消費生活センター相談コーナー　TEL：092－781－0999
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴２－５－１　あいれふ７階
月曜日～金曜日　９時～１７時　※来所による相談は予約制です
土曜日　１０時～１６時　（電話相談のみ）
※祝休日、年末年始（12/29～1/3）はお休みします

インターネット消費生活相談
福岡市消費生活　検索